

平成23年度 第2回 帯広市都市計画審議会 議事概要

日 時：平成24年 2月27日（月）午前10時00分～午前11時20分
場 所：帯広市役所10階 第6会議室
出席委員：仙北谷会長、野村副会長、稲葉委員、大竹口委員、大林委員、菅野委員、木下委員、
キャンベル委員、後藤委員、清水委員、鈴木委員、新妻委員、松田委員、松原委員、
吉田委員（以上15名）
事務局：本迫副市長、横田企画調整監、福島都市計画課長、田中宅地開発担当課長、
澤土木課長
（都市計画課）佐藤課長補佐、松原係長、川角主査、高間主任、広沢主任、
秋田主任、金津主任補、村上係員
傍聴者等：報道関係者1名
配付資料：会議次第、議題の概要、報告事項資料1、付議事項資料2～3

1 開 会

○出席確認

事務局から、17名中15名の委員が出席しており、審議会が成立していることが報告されました。

2 会長挨拶

仙北谷会長から平成23年度第2回都市計画審議会開催にあたっての挨拶がありました。

3 付議書の交付

本迫副市長から仙北谷会長に付議書が交付されました。

4 配付資料の確認

既に配付された資料について確認がされました。

5 議 題

(1) 報告事項

ア 帯広圏都市計画西地区第1土地区画整理事業の変更（諮問）

イ 帯広圏都市計画緑商第二土地区画整理事業の変更（付議）

ウ 帯広圏都市計画道路の変更（諮問）

エ 帯広圏都市計画用途地域の変更（付議）

オ 帯広圏都市計画下水道の変更（付議）

平成23年2月開催の審議会において承認されていた2件の案件、平成23年7月開催の審議会において承認されていた3件の案件について、案の縦覧において意見書の提出がなかったことから、会長専決により答申書、承認書をそれぞれ交付し、平成23年7月29日付け北海道告示第503号、7月29日付け帯広市告示第302号、11月15日付け北海道告示第682号、9月28日付け帯広市告示第374号、11月17日付け帯広市告示第440号でそれぞれ審議会承認された内容のとおり決定されたと報告がありました。

○ 報告事項について、委員からの意見・質疑などはありませんでした。

(2) 付議事項

ア 帯広圏都市計画用途地域の変更

用途地域の境界が道路となっている地区について、用途地域の境界を整理するため、周囲の用途地域と整形化を図りながら、地形地物等を基準として用途地域の変更をします。

○ 付議事項に係る審議

上記の付議案件について審議が行なわれ、異議なく承認されました。

事務局からの説明及び付議案件に係る委員からの主な意見・質疑は以下のとおりです。

(事務局からの説明)

変更箇所は5箇所あります。1. 保健福祉センター地区、変更位置は帯広市東8条南12丁目から13丁目の各一部です。以前は営林支局が立地していましたが、現在は道営住宅と帯広市の保健福祉センターが立地しています。

用途地域の西側の境界ですが、現在は旧営林支局が立地していた時の道路の見通し線としており、北側の境界は私道の道路中心となっています。これらの道路が既に廃止されており、このため用途地域の境界を現在の土地利用と整合し、分かりやすい位置である地番界に整理するため変更するものです。

境界の整理に伴い、保健福祉センターの北側を「第一種住居地域」から「第二種住居地域」に0.1ha、西側を「第二種住居地域」から「第一種住居地域」に0.2ha変更するものです。

2. 東地区、変更位置は帯広市東8条南14丁目から15丁目の各一部です。用途地域の西側の境界ですが、現在は道路中心としています。こちらの私道は物品販売店の立地に伴い廃止されています。この道路中心と同じ位置に地番界があることから、用途地域の境界を地番界として表示の変更を行うものです。

3. 東大通沿道地区、変更位置は帯広市東4条南15丁目から17丁目の各一部です。用途地域の西側の境界ですが、現在は道路中心としています。こちらの市道は立地している施設の建築の際に廃止されており、このため用途地域の変更を行うものです。

境界の整理に伴い、工業地域となっているエリアにつきましても検討をしまして、周囲の用途地域と整合させ、良好な都市環境の維持を図るため「工業地域」から「第二種住居地域」に1.2ha変更するものです。

4. 下稲田地区、変更箇所は帯広市西5条南34丁目から36丁目の各一部です。用途地域の西側の境界ですが、現在は道路中心としています。こちらの北海道開発局の独身寮の立地に伴いまして、現在は私道が廃止されており、このため用途地域の変更を行うものです。

境界の整理に伴い、開発局の敷地につきまして、この地区の南側から西側を整合させるということで、用途地域の整形化を図り、「第一種住居地域」から「第二種住居地域」に0.5ha変更し、境界を分かりやすい位置である市道にするものです。

5. 日甜地区、変更位置は帯広市稲田町南8線西の一部です。用途地域の北側の境界ですが、現在は私道の道路中心とその先は見通し線となっています。こちらの私道は周囲の店舗等の関係から、現在は南側に若干移設されています。このため、境界を継続的に分かりやすい位置とすることから、その先の西側の市道からの見通し線として整理するため変更するものです。

境界の整理に伴い、「第一種低層住居専用地域」となっている一部を「第一種住居地域」に0.2ha変更するものです。

なお、今回の5件の変更中、用途地域の変更のない東地区を除き、全ての地権者に今回の変更内容について説明し了承をいただいています。

次に用途地域の面積ですが、全体の用途地域の面積は各地区の合計により面積を四捨

五入しています。その中で最終的に工業地域は1haの減、第二種住居地域は1haの増となっています。

(委員からの主な意見・質疑)

委員からの意見・質疑はありませんでした。

【会 長】 それではここで本案について諮ります。本案は承認することと決定してよろしいでしょうか。

異議なしと認め、そのように決定します。

以上が、各委員からの主な意見及び質疑です。

イ 帯広圏都市計画道路の変更

3・4・29号木賊原通、3・5・54号大和通の事業実施に伴う詳細設計の結果、走行上の安全かつ円滑な交通を確保するため一部線形を変更するとともに、3・5・54号大和通の副道の一部区域を変更するものです。

また、8・3・4号啓北グリーンロードの起点の位置について、3・4・29号木賊原通の一部線形の変更に伴い、本案のとおり変更するものです。

○ 付議事項に係る審議

上記の付議案件について審議が行われ、異議なく承認されました。

事務局からの説明及び付議案件に係る委員からの主な意見・質疑は以下のとおりです。

(事務局からの説明)

木賊原通は、帯広市西17条北1丁目を起点とし帯広市西7条北3丁目を終点とする全長約2,430m、車線の数2車線、幅員18mの道路です。

今回の変更は木賊原通の事業実施に伴う詳細設計の結果、走行上の安全かつ円滑な交通を確保するため一部線形を変更するものです。

変更の詳細ですが、木賊原通は曲線部が3か所ありまして、今回、詳細設計を行ない、曲線の変更と緩和区間を設けることとしました。緩和区間とは、直線から所定の円弧曲線へ徐々に変化する曲線を挿入するものです。直線区間から曲線区間へ、または曲線区間から直線区間に直接移行しますと、車両が走行する際、急なハンドル操作を要求されたり、大きな遠心力が作用する等、乗り心地や安全性に影響を与えることから、スムーズな走行を確保するために緩和区間を挿入し、車両の走行性、走行上の安全かつ円滑な交通を確保するものです。

また、曲線半径を変更し、緩和区間を挿入することにより、一部線形が変更となり南側に約79cmずれることとなります。

啓北グリーンロードは、帯広市西8条北4丁目を起点とし帯広市西9条北1丁目を終点とする全長約430mの自転車歩行者専用道路です。

今回の変更は木賊原通の一部線形の変更により、路線自体が約79cmほど南に下がるため、啓北グリーンロードの起点部がこれに接しているため同じく南に下がるという変更です。

大和通は、帯広市西16条南1丁目を起点とし帯広市西17条南1丁目を終点とする全長約1,080m、車線の数2車線、幅員14mの道路です。

今回の変更は大和通の事業実施に伴う詳細設計の結果、走行上の安全かつ円滑な交通を確保するため一部線形を変更するとともに、副道の一部区域を変更するものです。

変更の詳細ですが、大和通は曲線部が2箇所ありまして、詳細設計の結果、曲線の変更と緩和区間を設けることとしました。曲線半径を変更し、緩和区間を設けることにより、一部線形が変更となります。

次に副道部ですが、大和通と弥生新道との間で約1m30cmほどの高低さが生じています。本線の方から勾配を付けて弥生新道に擦り付けると道路が高くなりますので、沿道の土地をお持ちの方が直接本線に出入りが出来るように本線と平行して副道を計画しています。旧計画は本線から副道の部分については、車両がスムーズに入れるように副道部の出入り口は斜めとし、本線側の歩道はこの部分で分断されていました。また、副道の南側は行止りとなっています。

今回の変更ですが、副道の出入り口の部分につきまして、歩道の連続性と歩行者の安全を確保するため歩道を繋げることとしました。副道の出入り口は、歩行者優先となるようにし、車両のスムーズな出入りを規制するため副道の一部を変更するものです。

また、南側の副道は行止りだったため、車両が転回出来るように区域を変更するものです。

(委員からの主な意見・質疑)

【委員】 木賊原通の説明を聞いて思ったんですが、カーブが150Rから160Rに変わったからといっても、私の目では微細な変更。それによって安全が大きく左右されるとはなかなか思えないんですが。

【事務局】 今回の線形自体を変更することによって、約70cm程しか下がらないということであまり大きく見えないということと、市街地の中の道路ですので設計速度も遅く実際に交通規制もかかります。

それを郊外の道路と比べますと、スピードは全然遅いので緩和区間を入れないから、入れたからといって大きく目に見えて出てくるという形には非常に難しいのですがあった方が安全だということで変更しています。

【事務局】 補足説明させていただきます。道路構造令でこの直線から曲線に入る場合は極力緩和区間を設けるということになっています。その緩和区間というのは、直線から曲線へ入る時にその曲線の入り方を緩くさせるということが目的で、ドライバーの運転状況をより運転しやすい状況にするということで定められています。

今回、都市計画道路の見直しにあたりまして、関係機関と協議した中で構造令どおりに出来るのであればそういった緩和区間を設ける必要があるという指摘があったことから変更するということです。

【会長】 恐らく緩和区間が無いと直線からカーブに入るときにガーンと切らなくてはならないということと、緩和区間があると安全だからということだと思います。他にご質問、ご意見ございませんか。

【委員】 この線形の変更に伴い、先程約70cmずれると言ったんですけども、対象地権者に変更する箇所の説明はしたのでしょうか。

【事務局】 約70cmずれることにより用地買収が増えた所がありまして、こちらの建物と物置が新たに掛かります。

この2件分の補償が新たに増えますので、この地権者の方々にも説明をして了解を得ています。

【委員】 副道の件なんですけども、南側はUターンのスペースを設けてあり、北側には無さそうなんですけども、北側の方からどうして家だけっていうことはないのかなと心配なんですけども、いかがなものでしょうか。

【事務局】 北側につきましては弥生新道に繋がる道路がありまして、ここを使って行き来できますので転回場は設けていません。

【委員】 歩道が繋がったという先程の説明だったのですけども、その歩道を繋げることと、それから横断歩道にすることとの安全性の違いというのはどう確保されるのか。それから大和通と西16条通の交差する所がありますよね。それに繋がったときに西16条通はかなり交通量の多い所ですから、安全性の確保だとかはどんな形で担保されるのかということをお聞きしたい。

【事務局】 旧計画は歩道が分断されており、本線と副道との車道面の高さが同じなのでそのまま車両が減速はしますけども入って来れるという形になります。歩道が連続していますと歩道が優先になりますので、歩行者がそのまま連続して歩いて行けます。また、ここの車両が入ってくる部分については、歩道の縁石は低下縁石にしますので、車両がワンクッションおいて車両がそのまま入って来づらくなるような構造を採ることによって、歩行者の安全を確保出来るという考えです。

西16条通との交差点の安全性ですけども、確かに交通量も増えているということで道路構造令等を見ながら最小限の視界が確保出来るような線形を採っています。帯広の場合はあまり曲線での交差点というのは少ないんですが、この程度のカーブであれば見通しも含めて、安全性はある程度確保出来ていると考えています。

【委員】 説明は分かりました。弥生新道の副道部の歩道なんですけども、現在使われているのを見ていると、その副道と本線に入る所に歩道がありましてそこに一時停止がある所が結構あるんですが、ドライバーが本線を先に見て流れを見て入ったりすることがどうも多くて、歩行者の方に目がいき難いというのが結構あるんですよ。その辺の工夫というか心配だなと思ってお聞きした訳なんですけども。

【会長】 西16条の交差点は信号機は付かないんですか。

【事務局】 西16条通と大和通の交差点の部分ですが、これから実施設計、公安協議ということで入っていきます。こういう整備をしていく時には地域の説明会を行ないますと必ず信号機設置等の要望が出てきます。そういった事業を行うにあたりまして当然要望していくことになるかと思っておりますので、それにつきましては公安委員会と協議を進めていきたいと考えています。

【副会長】 計画にはあると思うのですが、この北親通にぶつかった所の東側はどうなっていくのでしょうか。これだけ線形を修正して走りやすくなると、多分直進車が随分出て来ますよね。

【事務局】 都市計画道路としては木賊原通が北親通でぶつかった所で終わりますが、こちらから東側の部分については単独事業で市道の整備、歩車道分離で整備が終わっています。ここは信号処理も既に終わっていますので、こちらの木賊原通が整備することによって完了となります。

【副会長】 今の木賊原通を東に進んでいくと公園があると思うんですが、この交差点が

木賊原通を整備することによって直進車も増えることから、この公園の前の交差点が非常に危険な箇所なんですよね。というのは、ここは南北に一時停止がないんですよね。東西に一時停止があるんですよね。ここを止まらずに直進してしまう方が結構いるんですよね。ここが交通量が増えれば増えるほど、この交差点が非常に危険だなということから質問をさせていただきました。

【事務局】 今のお話は木賊原通と北親通がぶつかった所から東側の市道、北親児童公園がある所の交差点、西5条通が真直ぐ下がってきた所の交差点かと思います。この木賊原通が整備されることによって、交通がどう変わってここの交差点の交通量が増えるのかどうか、その辺の状況を見て信号機等の必要があれば、安心安全推進課を通しまして交差点処理の要望をしていきたいと思います。

【副会長】 ここを直進しますと公園の後に神社があるんですが、そこを抜けると十勝大橋のたもとに出られるんですよね。

【会長】 そうですよね。利用される可能性がありますよね。橋に向かって出られますので、ちょっと将来的にまた考えなければならないことが出てくるかも知れないですね。

【事務局】 今、ご質問のありました市道北3丁目線だと思うんですけども、それにつきましては、3丁目は昨年西4条の南北線を整備しました。まだ、議会で承認はいただいていませんが西4条から西5条にかけて今のところ計画を持っています。それに伴いまして、交差点の改良を含めまして解消になるかと思います。

【会長】 順次、改良されていくということだと思います。他にご質問、ご意見ありませんか。

それではここで、本案についてお諮りします。本案は承認することと決定してよろしいでしょうか。

異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上が、各委員からの主な意見及び質疑です。

— 了 —